

仕 様 書

県税事務用端末機器等の賃貸借

(期間：令和 9 年 1 月～令和 12 年 1 月：37 ヶ月間)

沖縄県総務部税務課

- 1 件名 県税事務用端末機器等の賃貸借
(賃貸借期間：令和9年1月から令和12年1月までの37ヶ月間)

2 作業の概要

本仕様書が定める要件に適合する県税事務用端末機器等を調達し、これに所定のアプリケーションソフト等(無料のWWWブラウザ等含む)のインストールと、これらの運用管理上において必要となる各種設定作業等(以下「初期設定作業」という。)を行うものとする。

3 納品内容

	機 器		
	品 名	数 量	備 考
①	ノートパソコン	26 台	仕様は「5. 2. 1 性能及び機器に関する要件」のとおり
②	SmartOn ID カードリーダー	26 個	参考型番：S0-RCS300/S1-D
③	セキュリティワイヤー	26 個	セキュリティワイヤー1.7m程度、カギ2本(統一Key方式)を含む。
④	ソフトウェアマスター媒体 ライセンス証書	各 1 式	※ライセンス登録をしたソフトウェア毎のマスター媒体及びライセンス証書を1式とする。
⑤	連絡体制表	1 式	※紙媒体を納品すること。
⑥	設置状況表 (設置機器及び設定一覧表)	1 式	※紙媒体を納品すること。

4 設置場所、納入場所及び期限

(1) 設置場所

名称	所在地	数量
那覇県税事務所	那覇市旭町116番地37(沖縄県南部合同庁舎3階)	14
コザ県税事務所	沖縄市美原1丁目6番地34号(沖縄県中部合同庁舎1階)	1
自動車税事務所	浦添市港川500番地10	11

※納品後、県庁内で各種設定を行う必要があるため、納入場所は(2)のとおりとする。

- (2) 納入場所 沖縄県総務部税務課(那覇市泉崎1丁目2番2号)
(3) 納入期限 令和8年12月28日(月)

5 技術的要件

5. 1 技術的要件の概要

本件に係る性能、機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)は、「5. 2 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。技術的要件は、当方が必要とする最低限の要件を示しており、提案される機器の性能等がこれを満たしていないと判定される場合には、不合格とする。

5. 2 調達物品に備えるべき技術的要件

本件は、次の性能等を満たすハードウェア及びソフトウェアにより構成され、通常の用法に従えば業務上において支障なく動作をすることを必須条件とする。

- (1) 1日8時間の就業時間内に電源が投入された状態で、賃貸借期間内の使用に耐え得る十分な信頼性を確保していること。
- (2) 全社的に製品の信頼性を確保するための品質管理体制を有していること（ソフトウェアを除く）。この体制には、万が一ハードウェアに欠陥が発見された場合には、直ちに対応がとれることを含む。
- (3) ハードウェアは、賃貸借期間の終了まで当該機器及びそれを構成する部品の調達が保証されること。
- (4) 納入時に、5. 2. 2(2)「ノートパソコン（県税事務用端末機器等）にインストールするアプリケーションソフトの仕様」に掲載されているアプリケーションソフトがインストールされていること。ただし、これ以外であっても、納入物品を使用するために税務課が必要と判断したソフトウェアもインストールすること。
- (5) 納入予定機器にプリインストールされているソフトウェアのうち、税務課が必要ないと判断したものについては、アンインストールを行うこと。

5. 2. 1 性能及び機器に関する要件

(1) ノートパソコン（県税事務用端末機器等）の仕様

項目名		仕様
パソコン本体	形状タイプ	・オールインワン型ノートパソコン（A4版）。 ・標準セキュリティワイヤスロット（約7mm×約3mm）を有すること。
	BIOS	・導入機器全台数統一バージョンを使用すること。 ・起動時（BIOS等）でのパスワード設定が可能であり、当該パスワードが変更されないよう管理できること。
	CPU	11世代Core i3相当以上の処理能力を持つもの。
	内蔵メモリ（RAM）	8GB以上であること。
	ハードディスク（SSD）	暗号化機能付きSSD 256GB
	グラフィック表示	解像度は1,366×768以上で1,677万色同時表示可能であること。
	ディスプレイ	15.6インチ以上のTFT液晶ディスプレイ Webカメラの有無は問わない。
	ネットワーク機能	・LANインターフェース内蔵（オンボード）であること。 ・1000Base-T/100Base-TX/10Base-T自動認識。
	サウンド機能	・PCM音源等のサウンド機能を有すること。 ・内蔵スピーカーを有すること。
	光学ドライブ	光学ドライブの有無は問わない。
	インターフェース	・USB3.0以上を3ポート以上有すること。（typeA 2ポート以上、typeC 1ポート以上） ・USBハブ等を付属しハブに搭載されるインターフェースを合計して要件を満たす場合は、同等品として認める（ハブ接続状態でインターフェースの個数を計数すること） ・マイク入力、ヘッドホン出力（すべてミニジャック）を有すること。（コンボジャックでも可とする。） ・内蔵型LANポート（RJ45）（外付けドック等での対応不可） ・HDMI出力×1
	セキュリティ	TPMセキュリティチップ：搭載（TCG ver2.0以上）
	キーボード	・JIS規格準拠の日本語キーボードであること。 ・テンキーを含むこと。
	テンキー	キーボードにテンキーを有すること。
マウス	バッテリー	・内蔵バッテリーを有すること。 ・バッテリーによる駆動が、8時間以上可能であること。
	消費電力	最大時76W以下
マウス		USB光学式（もしくはレーザー式）ホイール付きのものを別途添付することとし、画面上の操作を問題なく行えること。（ケーブル長0.8m程度であること。）

OS	Windows 11 Professional（64bit、日本語版） ※各項目に掲げる機能の最新のドライバー及び機能させるためのアプリケーションがインストールされ、パソコンが正常に動作すること。
その他	・グリーン購入法適合製品であること。 ・エコマークまたは PC グリーンラベル対象製品であること。 ・製品とともに提供されるマニュアルやリカバリ CD 等の付属品が可能な限り削減されていること。 ・外付け液晶ディスプレイ（HDMI ケーブル接続）及びマウス付きワイヤレスキーボード（USB 接続、2.4GHz デジタル帯電波方式）が使用できること。 ・機器等には、下記の事項を表記した標識（シール）を貼付すること。（標識を貼付する機器の範囲等については、別途調整するものとする。） ①導入年度 ②沖縄県総務部税務課企画徴収班 ③型式・製造番号 ④リース開始年月日 ⑤導入業者

(2) ノートパソコン（県税事務用端末機器等）にインストールするアプリケーションソフトの仕様

項目名	仕様
Microsoft Office	Microsoft Office Excel 2024 (Japan only) ※調達時までにリリースされた修正パッチを全て適用すること。 ※再インストールメディアを1セット用意すること。
WWW ブラウザ	次の4種類のブラウザをインストールすること。 ・Mozilla Firefox ESR（日本語版、最新バージョン） ・Microsoft Edge(64bit 版)(日本語版・無料版) ※調達時までにリリースされた修正パッチを全て適用すること。 ・Google Chrome(64bit 版)(日本語版・無料版) ※調達時までにリリースされた修正パッチを全て適用すること。 ・Internet Explorer（日本語版、最新バージョン） ※調達時までにリリースされた修正パッチを全て適用すること。
Adobe Reader	日本語版、最新バージョンを使用すること。
その他	・廃棄(返却)時のハードディスクデータ消去費用を含むこと。 ・インストールや環境設定時にライセンス違反が起こらないようにすること。

5. 2. 2 搬入、据付、配線、調整及び動作確認

- (1) 納入場所・納入日時の詳細については、税務課担当者の指示に従うこと。
- (2) 初期設定及び業務システム環境の設定作業等に際して、当該システム停止など業務への影響を及ぼす技術的な制約等が懸念される場合は、その対応策について税務課に技術的な提案を行うこと。

6 その他の要件

- (1) 契約終了時において、「3 納品内容」のうち、カードリーダー、「5. 2. 1 性能及び機器に関する要件」のノートパソコン（県税事務用端末機器等）のうち、マウス、テンキー並びにメーカー提供のマニュアル等の付属品に関しては、欠落を認めるものとする。
- (2) 契約期間満了後、又は故障修理等によりハードディスク装置の交換等が生じたときは、当該記録媒体の物理破壊（専用の破壊装置等によるメモリチップの破壊等）又はデータ除去（暗号化消去、コマンドによる抹消等）を行い、当該作業から1週間以内に証拠書類を添付のうえ完了証明書を提出すること。また、当該作業の場所及び方法については、あらかじめ税務課の承認を得ること。
- (3) (2)の物理破壊又はデータ除去費用及び機器等の撤去費用については、本契約の賃借料に含むものとする。
- (4) 自己の費用で納入機器に損害保険を付保するものとする。

6 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

端末機等設置・設定業務及び障害対応業務

賃貸終了パソコンのデータ消去

6(4)に定めるその他、簡易な業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

端末機器の配送、回収

端末機器への初期設定のコピー、シールの貼付け等の単純作業

7 端末機器等の保証

(1) 契約書第9条に基づき賃貸人が行う端末機器等の保証には、以下の内容を含むものとする。

ア ソフトウェアに係る障害（設定の誤り、不具合等）

イ ハードウェアに係る障害（欠落、故障等）

(2) 障害発生時の連絡先及びリース期間を明記したシールを添付すること。

(3) 障害発生連絡があった日から3開庁日以内の解決を図ること。

(4) ハードウェアの故障等で修理返却に4開庁日以上を要するときは、代替機を提供すること。

(4) 設置機器の設定に関する問い合わせに対応すること。

8 その他

納入機器の設定等について、この仕様書に定める他に沖縄県で必要と判断された事項については、その実施方法等に関して速やか双方協議をし、適正かつ円滑に対処するものとする。